

令和8年度水産物販売拡大支援事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和8年度水産物販売拡大支援事業委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度水産物販売拡大支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は600点(審査員1人当たり120点×5名)とし、審査項目と審査項目ごとの審査員1人あたりの配点は次のとおりです。評価基準等について別紙「審査基準」を参照してください。

- (1) 事業目的の理解と提案への反映(25点)
- (2) 県が推進する施策への取組(5点)
- (3) 企画内容・実施体制・実施計画
 - ア 量販店や商社等の産地招へいによる商談機会の創出(30点)
 - イ 量販店等での販売拡大PR支援(20点)
 - ウ 産地情報の発信強化のためのPRツールの作成(20点)
 - エ 県内養殖業者へのアンケート調査(10点)
 - オ 実施体制(10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所

日時 令和8年3月25日(水)13時30分から17時頃まで
場所 高知城ホール小会議室(高知県高知市丸ノ内2丁目1番10号)
- (2) プレゼンテーション
 - ア プレゼンテーションの時間は1社30分までを基本としますが、参加申し込みの状況によっては、時間を変更することもあります。
 - イ 順番は別途お知らせします。
 - ウ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間(30分以内)を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、得点の高い者から順に候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が360点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。